

※平成23年4月以降申請用

(平成23年経営規模等評価等申請要領と併せてご利用ください。)

提出書類の記入例及び記入要領

4. 技術職員名簿(別紙二) 記入要領 (平成23年経営規模等評価等申請要領35・36ページ)

- ・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号) 記入例
(追加様式)

5. その他の審査項目(社会性等)(別紙三) 記入例、記入要領 (平成23年経営規模等評価等申請要領40～44ページ)

(※下線の箇所が今回の変更箇所です。)

4. 技術職員名簿 (別紙二)

・この名簿は、項番04の「審査基準日」に記入した日(以下「審査基準日」という。)において在籍する技術職員(建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。以下同じ。)に該当する者全員について作成すること。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。(一人の技術職員につき一行の記入となります。)

※ 技術職員のうち継続雇用制度の対象者がある場合は、様式第3号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿を作成すること。

《高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号 抜粋》

定年(六十五歳未満の者に限る。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じなければならない。

・継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその後も引き続いて雇用する制度をいう。)の導入

項番 61: ・「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば

0	0	3
---	---	---

、12枚目であれば

0	1	2
---	---	---

、のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

項番 62: ・知事許可業者は、技術者氏名は常勤性を確認する資料である社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」もしくは雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」に記載してある順番で記入すること。

・大臣許可業者は、技術職員氏名は五十音順に記入すること。

※大臣許可業者の常勤性確認資料は健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面か、住民税特別徴収税額を通知する書面であり、雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」は対象外ですので、ご注意ください。

・資格者証等は、名簿に記載してある順番に整理しておくこと。

・「業種コード」の欄は、経営規模等評価対象建設業のうち、技術職員数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

建設業の種類コード						建設業の種類コード										
土	木	工	事	業	01	板	金	工	事	業	15					
建	築	工	事	業	02	ガ	ラ	ス	工	事	業	16				
大	工	工	事	業	03	塗	装	工	事	業	17					
左	官	工	事	業	04	防	水	工	事	業	18					
とび・土工・コンクリート工事					05	内	装	仕	上	工	事	業	19			
石	工	事	業	06	機	械	器	具	設	置	工	事	業	20		
屋	根	工	事	業	07	熱	絶	縁	工	事	業	21				
電	気	工	事	業	08	電	気	通	信	工	事	業	22			
管	工	事	業	09	造	園	工	事	業	23						
タイル・れんが・ブロック工事					10	さ	く	井	工	事	業	24				
鋼	構	造	物	工	事	業	11	建	具	工	事	業	25			
鉄	筋	工	事	業	12	水	道	施	設	工	事	業	26			
ほ	装	工	事	業	13	消	防	施	設	工	事	業	27			
し	ゅ	ん	せ	つ	工	事	業	14	清	掃	施	設	工	事	業	28

・「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格等のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて37ページ別表(四)の分類に従い該当するコードを記載すること。

※ 実務経験証明書の提示が必要な場合は、51ページを参照し作成すること。

・「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条4から6までの規定による講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

・「監理技術者資格者証交付番号」欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(※注) 職業能力開発促進法の技能検定2級を取得したものについては、取得後1年の実務経験証明、平成16年4月度以降に取得したものについては、取得後3年の実務経験証明が必要になります。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長

平成23年 7月 17日

長崎県 知事 殿

住所 長崎市江戸町2-13

商号又は名称 (株) 長崎組

代表者氏名 代表取締役 長崎 太郎 (印)

[illegible]

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

※記入例

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項番
4 13
1

(1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険及び厚生年金保険加入の有無

4 2

3
1

(1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無

4 3

3
1

(1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4 4

3
1

(1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無

4 5

3
2

(1.有、2.無)

建設業の営業継続の状況

営業年数

4 6

3
3 3 (年)

初めて許可(登録)を受けてから審査基準日までに経過した年数を記入する
休業期間は差し引く
平成23年4月1日以降申し立てにかかる再生(更生)期間終了した場合は、再生(更生)手続終結決定日から審査基準日までに経過した年数

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

4 7

2

(1.有、2.無)

審査基準日において、平成23年4月1日以降の申し立てにかかる再生(更生)期間中(手続開始決定日から手続終結決定日まで)の場合は「1」を記入

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 50年 4月 5日	2年 0か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4 8

3
2

(1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

4 9

3
2

(1.有、2.無)

指示処分の有無

5 0

3
2

(1.有、2.無)

審査対象年※に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けたことが無い場合は「2」を記入する

※審査基準日が平成23年3月31日であれば、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 1

3
3

1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無

公認会計士等の数

5 2

3
1

(人)

審査基準日時点で該当する「1」～「4」を記入

二級登録経理試験合格者の数

5 3

3
1

(人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

5 4

3
0

(千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合(会計監査人の設置)のみ、2期平均の額を記入
それ以外は「0」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5 5

3
2

(台)

審査基準日において、自ら所有し及びリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの)により使用するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの台数を記入

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5 6

3
1

(1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無

5 7

3
2

(1.有、2.無)

審査基準日において、国際標準化機構が定めた規格による登録の有無を記入
※登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限られている場合は対象外

(※項番46、47、55、56、57が今回の変更があった審査項目です。)

5. その他の審査項目 (社会性等) (別紙三)

項番 41: ・「雇用保険加入の有無」の欄について (審査基準日における加入の有無)

「1」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合

「2」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合

「3」…従業員が一人もいないため雇用保険の適用が除外される場合等

項番 42: ・「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄 (審査基準日における加入の有無)

「1」…従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務局長 (健康保険にあっては、健康保険組合を含む。) に対する届出を行っている場合

「2」…従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務局長 (健康保険にあっては、健康保険組合を含む。) に対する届出を行っていない場合

「3」…個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合等

※ 健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合において、健康保険は適用除外であるが厚生年金保険には加入しなければならないときは、申請書には厚生年金保険の加入の有無をもって有又は無と記載することとなる。

項番 43: ・「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約が締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※ 中小企業退職金共済法上は、一部の工場についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められないこと、また、国土交通省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは判断しないこととなる。

項番 44: ・「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は、「2」を記入すること。

(1)労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

(2)勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約 (上記項番43で対象とする共済契約) 以外の退職金共済契約が締結されていること。

- (3) 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金が導入されていること。

《所得税法施行令第73条第1項 抜粋》

特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、税務署長の承認を受けたもの。

・退職金共済事業の要件（要約）

事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること。

事業主のみがその掛金を負担すること。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員を被共済者に含まないこと。

《法人税法附則第20条第3項 抜粋》

適格退職年金契約とは退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

・政令で定める要件＝法人税法施行令附則第16条（要約）

契約の内容について国税庁長官の承認を受けたものであること。

事業主がその使用人を保険金受取人又は共済金受取人として掛金又は保険金を払い込むこと。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員が受取人に含まれていないこと。

※ただし、平成14年3月31日以前に契約締結したものが対象

《確定給付企業年金》

事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。

・基金型企業年金は厚生労働大臣の基金の設立認可を要する。

・規約型企業年金は厚生労働大臣の承認を要する。

※平成14年4月1日より施行

《確定拠出年金》

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。

- ・企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けたもの。

※平成13年10月1日より施行

項番 45：・「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※ 法定外労働災害補償制度の要件

下記の1～3のすべてに該当すること。（準記名式の普通傷害保険は1～4）

1. 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
2. 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
3. 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。
4. 準記名式の普通傷害保険については、政府の労働災害補償保険に加入し、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険を納付済みであること。また、被保険者数が前記の2の要件を満たすものであること。

※ 法定外労働災害補償制度の対象とならないもの

工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的には上記の1～3の要件を満たしていることが確認できないものであるので、対象とならない。

※項番 46：・「営業年数」の欄は、「初めて許可（登録）を受けた年月日」から審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてからの営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。（年に満たない端数は切り捨てる）

「休業等期間」の欄は、休業していた年月を記入すること。

「備考（組織変更等）」は有限会社から株式会社に変わった等あればその旨記入する。（例：H17.2.1（有）から（株）へ組織変更）

※項番 47：・「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は

更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

項番 48：・「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国の機関（特殊法人等を含む）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結（建設業協会等の団体が防災協定を締結している場合で当該団体に加入し、かつ申請者が防災活動に一定の役割を果たす場合を含む。）している場合「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

項番 49：・「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

項番 50：・「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

項番 51：・「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行なっている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合）は「1」を、会計参与の設置を行なっている場合（会計参与報告書が作成されている場合）は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理事務士の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類（53ページ）に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれのも該当しない場合は「4」を記入すること。

項番 52、53：「公認会計士等の数」及び「二級登録経理事務士合格者の数」の欄

公認会計士等……………一級建設業経理事務士のほか公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者の人数の合計を記入する。（審査基準日における人数）

二級登録経理事務士合格者…二級建設業経理事務士の資格を有するものの人数を記入する。（審査基準日における人数）

項番 54：「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者は「0」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

※項番 55：「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用関係が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

※項番 56、57：「ISO9001の登録の有無」及び「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号及び国際標準化機構第14001号の規格に登録されている場合（※登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。